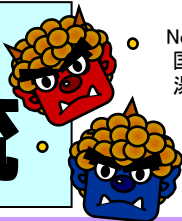


雄物川上流



No.235 発行日 平成26年2月26日
国土交通省 東北地方整備局
湯沢河川国道事務所 十文字出張所
〒019-0522
横手市十文字町字西上38-3
TEL 0182-42-0109
FAX 0182-42-2881

灯油の流出事故多発！！

2月20日現在、十文字出張所に入った油流出事故情報は、1月末に4件、2月に入って4件発生しております。その中で最も多く発生しているのが、一般家庭からの灯油の流出事故です。

今年に入り、毎週のように発生していることから、これまで以上に灯油などの取り扱いに十分に注意していただきたいと思います。また、落雪によるホームタンクや配管の損傷など日頃の管理に気をつけましょう。皆さんひとりひとりが気をつけることで、油流出事故を防ぐことができます。

万が一、油流出事故を起こしてしまったり発見したときは、お近くの警察署、消防署、各市町、または十文字出張所までご連絡下さい。

《油等の流出を防ぐためにオイルフェンスやオイルマットを設置して回収》



河川にゴミを捨てないで下さい！！

家庭で不用になったゴミなどが河川に捨てられると、次のような問題が発生します。

河川にゴミが捨てられると…

- ◆洪水時に下流に流されて、下流の住民の皆さんが迷惑します。
- ◆水質が汚染され魚類のへい死など生態系に影響を与えます。一方では、上水道の取水停止などにより生活にも影響が出ます。
- ◆自然景観が破壊され、癒しの空間が台無しになります。

ゴミを河川などに捨てる行為は『**不法投棄**』となり法律で罰せられます。またゴミを焼くことは、人体に有害なダイオキシンが発生する場合があります。絶対にやめましょう。

【不法投棄の罰則】

- ◆河川法(河川法施行令第16条の4)違反
→3ヶ月以下の懲役または20万円以下の罰金
- ◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第16条違反
→5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰則



不法投棄は
犯罪です！

※ゴミは各市、町で定められたルールに従って処分するようにお願いします。